

## 軽自動車税の減免事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高山市税条例（昭和30年高山市条例第32号）第103条第1項第1号に掲げる公益のため直接専用する軽自動車等に対する軽自動車税の減免（以下「公益減免」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (公益減免の対象)

第2条 公益減免の対象となる軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等とする。

- (1) 自己の所有する軽自動車等で、国又は地方公共団体に無償で貸し付けているもの
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（私立学校に限る。）の設置者が所有する軽自動車等で、専ら当該学校の学生、生徒、児童及び幼児の送迎のために使用するもの
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業を經營する者が所有する軽自動車等で、専らその社会福祉事業のために使用するもの
- (4) 高山市から補助を受けて社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業に類する事業を經營する者が所有する軽自動車等で、専らその事業のために使用するもの
- (5) 地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の4若しくは第72条の5に掲げる法人又は全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会が所有する軽自動車等で、専ら集団検診、巡回診療、訪問看護又は患者輸送のために使用するもの
- (6) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項の規定により県公安委員会が指定した指定自動車教習所が所有する軽自動車等で、専ら生徒の教育練習のために使用するもの
- (7) 自動車検査証の備考欄に自主防犯活動用自動車と記載されている青色回転灯を装着した専ら自主防犯パトロールの用に供する軽自動車
- (8) 自動車検査証の車体の形状欄に消防車と記載されている地域防災のため専らその用に供する軽自動車
- (9) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する介護保険施設の開設者が所有する軽自動車等で、専らその施設の運営のために使用するもの
- (10) 前9号に掲げるもののほか市長が公益のために直接専用すると認めるもの

### (その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。